

平成 29 年度 国有財産監査の結果
(北海道財務局管内分)

国有財産の監査

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、財務局等が、国有財産法第9条第2項等の規定に基づき、毎年度財務大臣の定める監査方針に従い、実地監査を実施しています。

平成29年度における監査結果

平成29年度については、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」や「研修施設」（注）といった公用財産の実地監査に事務量を重点的に配分し、監査を実施しました。

（注）各省各庁が保有する研修施設については、会計検査院による「各府省等における職員の研修の実施状況等についての報告書」が平成29年1月に国会へ報告され、同年6月、参議院決算委員会において、各省各庁が保有する研修施設の有効活用等を求める「平成27年度決算審査措置要求決議」がなされている。

《監査結果の概要》

北海道財務局において、46件（公用財産46件）の実地監査を実施し、そのうち19件（41.3%）について問題点を指摘しました。指摘内容については、主に非効率使用の改善や余剰のある庁舎等への移転により、有効活用、借受解消や用途廃止を求めるものとなっています。

指摘事案のフォローアップ状況

監査指摘した事案については、処理の促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して、必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

平成29年度に実施したフォローアップの結果、平成23年度から平成28年度監査における指摘事案89件のうち、是正・改善が図られた件数は63件となり、進捗率は70.8%となっています。

平成29年度監査における監査結果

平成29年度については、46件(公用財産46件)の实地監査を実施し、そのうち19件(41.3%)について問題点を指摘しました。

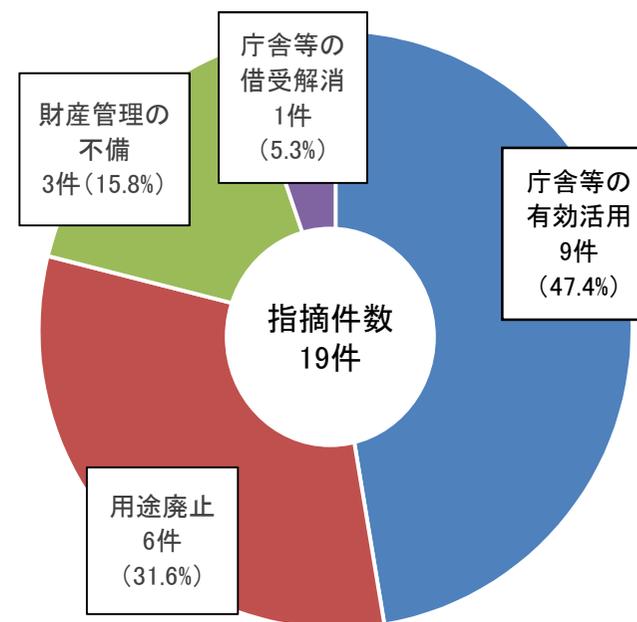
内訳としては、庁舎等の有効活用や借受解消に着眼した「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」(以下「一定地域」という。)の監査について39件実施し、そのうち14件(35.9%)の指摘、「研修施設」の監査について7件実施し、そのうち5件(71.4%)の指摘を、それぞれ行っています。

指摘内容としては、「庁舎等の有効活用」に関する指摘が9件(47.4%)、「用途廃止」に関する指摘が6件(31.6%)、「財産管理の不備」に関する指摘が3件(15.8%)、「庁舎等の借受解消」に関する指摘が1件(5.3%)となっています。

【指摘割合及び指摘区分】

| 指摘内容 | 公用財産 | | |
|---------|--------|--------|------|
| | うち一定地域 | うち研修施設 | |
| 実施件数(件) | 46 | 39 | 7 |
| 指摘件数(件) | 19 | 14 | 5 |
| 是正(件) | 6 | 5 | 1 |
| 検討(件) | 7 | 3 | 4 |
| 留意(件) | 6 | 6 | 0 |
| 指摘割合(%) | 41.3 | 35.9 | 71.4 |

【指摘内容の内訳(円グラフ)】



【指摘内容の内訳】

| 指摘内容 | 公用財産 | | うち一定地域 件数(件) | うち研修施設 件数(件) |
|----------|-------|-------|-----------------|-----------------|
| | 件数(件) | 割合(%) | | |
| 庁舎等の有効活用 | 9 | 47.4 | 6 | 3 |
| 庁舎等の借受解消 | 1 | 5.3 | 1 | 0 |
| 財産管理の不備 | 3 | 15.8 | 3 | 0 |
| 用途廃止 | 6 | 31.6 | 4 | 2 |
| 合計 | 19 | 100.0 | 14 | 5 |

～参考～ 【指摘内容の類型】 ※a～d2は「監査結果一覧表」の「指摘類型」の凡例

| 指摘内容 | 類型 | |
|----------|----|---|
| 庁舎等の有効活用 | a | 庁舎等に余剰が生じている等のため、有効活用を求めたもの。 |
| 庁舎等の借受解消 | b | 借受庁舎等に余剰が生じている等のため、借受解消を求めたもの。 |
| 財産管理の不備 | c1 | 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。 |
| | c2 | 管理委託契約上の利用計画と現況が相違していたため、是正を求めたもの。 |
| 用途廃止 | d1 | 近接等に所在する庁舎等に余剰が生じているため、移転入居による用途廃止を求めたもの。 |
| | d2 | 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止を求めたもの。 |

【指摘区分について】

| 指摘区分 | 内容 |
|------|------------------------------------|
| 是正 | 用途廃止等の措置を求めたもの等。 |
| 検討 | 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等。 |
| 留意 | 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等。 |

監査結果一覧表

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

| 番号 | 指摘類型 | 省庁名 | 部局名 | 会計名 | 勘定名 | 口座名等 | 所在地 | 指摘区分 | 指摘の主な概要 |
|----|------|-------|----------|-----|-----|------------------------|---------------------|------|---|
| 1 | a | 法務省 | 札幌地方検察庁 | 一般 | — | 苫小牧法務総合庁舎 | 北海道苫小牧市旭町3丁目5番5 | 留意 | 苫小牧法務総合庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約640㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 2 | a | 財務省 | 札幌国税局 | 一般 | — | 江差地方合同庁舎 | 北海道檜山郡江差町字姥神町167番1 | 検討 | 江差地方合同庁舎は、余剰（約70㎡）が生じていることから、借受庁舎である自衛隊函館地方協力本部江差地域事務所を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。 |
| 3 | a | 農林水産省 | 北海道森林管理局 | 一般 | — | 北見事務所庁舎 （北海道森林管理局） | 北海道北見市北斗町3丁目65番4 | 留意 | 北見事務所庁舎（北海道森林管理局）は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約320㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 4 | a | 農林水産省 | 網走開発建設部 | 一般 | — | 北見農業事務所 | 北海道北見市中央三輪7丁目446番62 | 留意 | 北見農業事務所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約170㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 5 | a | 国土交通省 | 室蘭開発建設部 | 一般 | — | 苫小牧道路事務所 | 北海道苫小牧市日吉町2丁目1-1外 | 留意 | 苫小牧道路事務所は、余剰（約200㎡）が生じていることから、管内の道路事務所集約化計画を着実に推進する等により、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 6 | a | 国土交通省 | 室蘭開発建設部 | 一般 | — | 苫小牧港湾事務所（一） | 北海道苫小牧市末広町1丁目28-1 | 留意 | 苫小牧港湾事務所（一）は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約190㎡）が生じていることから、非効率使用への対応について検討する必要がある。 |
| 7 | b | 防衛省 | 北海道防衛局 | 一般 | — | 自衛隊函館地方協力本部 江差地域事務所 | 北海道檜山郡江差町字姥神町10-13 | 検討 | 借受庁舎である自衛隊函館地方協力本部江差地域事務所は、余剰（約70㎡）が生じている江差地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。 |
| 8 | c1 | 国土交通省 | 函館開発建設部 | 一般 | — | 江差港湾事務所 | 北海道檜山郡江差町字姥神町159番2 | 是正 | 江差港湾事務所は、敷地の一部が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。 |
| 9 | c1 | 国土交通省 | 室蘭開発建設部 | 一般 | — | 苫小牧河川事務所 | 北海道苫小牧市字柏原32-40 | 留意 | 苫小牧河川事務所は、隣接所有者の土地に対する地役権が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。 |

監査結果一覧表

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

| 番号 | 指摘類型 | 省庁名 | 部局名 | 会計名 | 勘定名 | 口座名等 | 所在地 | 指摘区分 | 指摘の主な概要 |
|----|------|-------|----------|-----|-----|---------------------------|-----------------------|------|---|
| 10 | c1 | 国土交通省 | 室蘭開発建設部 | 一般 | — | 苫小牧港湾事務所（三） | 北海道苫小牧市汐見町1丁目172 | 検討 | 苫小牧港湾事務所（三）は、港湾事業用地の面積が国有財産台帳と登記簿で相違していることから、必要な調査をし、その結果を反映する必要がある。 |
| 11 | d2 | 農林水産省 | 北海道森林管理局 | 一般 | — | 署庁舎 （渡島森林管理署） | 北海道二世郡八雲町出雲町13-4 | 是正 | 署庁舎（渡島森林管理署）は、敷地の一部が町道の用に供されており公用財産としての機能を有していないことから、その部分について用途廃止する必要がある。 |
| 12 | d2 | 農林水産省 | 北海道森林管理局 | 一般 | — | 留辺蘂合同森林事務所 （網走中部森林管理署） | 北海道北見市留辺蘂町栄町82番1 外 | 是正 | 留辺蘂合同森林事務所（網走中部森林管理署）は、留辺蘂合同森林事務所敷地の一部及び旧留辺蘂貯木場敷地が非効率な使用となっていることから、その部分について用途廃止する必要がある。 |
| 13 | d2 | 農林水産省 | 北海道森林管理局 | 一般 | — | 苫小牧合同森林事務所 （胆振東部森林管理署） | 北海道苫小牧市若草町4丁目4番8 号 | 是正 | 苫小牧合同森林事務所（胆振東部森林管理署）は、庁舎の一部が非効率な使用となっていることから、その部分について用途廃止する必要がある。 |
| 14 | d2 | 農林水産省 | 北海道森林管理局 | 一般 | — | 旧留辺蘂事務所 （網走中部森林管理署） | 北海道北見市留辺蘂町栄町33番11 | 是正 | 旧留辺蘂事務所（網走中部森林管理署）は、庁舎が既に廃止されており公用財産としての機能を有していないことから、用途廃止する必要がある。 |

監査結果一覧表

2. 研修施設の使用実態

| 番号 | 指摘類型 | 省庁名 | 部局名 | 会計名 | 勘定名 | 口座名等 | 所在地 | 指摘区分 | 指摘の主な概要 |
|----|------|-------|---------|-----|-----|-------------------------|--------------------------|------|---|
| 1 | a | 法務省 | 札幌高等検察庁 | 一般 | — | 法務総合研究所札幌支所 | 北海道札幌市東区北28条東3丁目3番1 | 検討 | 法務総合研究所札幌支所は、研修施設、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 2 | a | 財務省 | 函館税関 | 一般 | — | 函館港湾合同庁舎 (税関研修所函館支所) | 北海道函館市海岸町192、203 | 検討 | 函館港湾合同庁舎(税関研修所函館支所)は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 3 | a | 財務省 | 税務大学校 | 一般 | — | 税務大学校札幌研修所 | 北海道札幌市西区八軒5条西8丁目95-28 | 検討 | 税務大学校札幌研修所は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。 |
| 4 | d2 | 内閣府 | 北海道警察本部 | 一般 | — | 北海道警察学校北見方面分校 | 北海道北見市中央三輪7丁目446番69 | 検討 | 北海道警察学校北見方面分校は、運動施設の稼働率が低調であることから、その部分について用途廃止する必要がある。 |
| 5 | d2 | 最高裁判所 | 札幌高等裁判所 | 一般 | — | 裁判所職員総合研修所札幌分室 | 北海道札幌市中央区南17条西14丁目1539-9 | 是正 | 裁判所職員総合研修所札幌分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であり、それらの改善が見込まれず、かつ他の代替施設での研修の実施に特段の支障がないことから、用途廃止する必要がある。 |

指摘事案のフォローアップ状況

監査指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいます。処理にあたっては、予算措置や用途廃止に係る所要の手続き等が必要なことから、一定の期間を要している状況になっています。

これらを踏まえ、財務局では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対して予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

平成29年度に行ったフォローアップの結果、平成23年度から平成28年度監査における指摘事案89件のうち、是正・改善済みの事案は63件となり、進捗率は70.8%となっています。

内訳については、平成23年度指摘事案50件のうち、是正・改善済み47件(94.0%)、平成24年度指摘事案6件のうち、是正・改善済み5件(83.3%)、平成25年度指摘事案12件のうち、是正・改善済み6件(50.0%)、平成26年度指摘事案3件のうち、是正・改善済み3件(100.0%)、平成27年度指摘事案12件のうち、是正・改善済み1件(8.3%)、平成28年度指摘事案6件のうち、是正・改善済み1件(16.7%)となっています。

今後も、引き続き是正・改善の処理促進のため、フォローアップを実施していきます。

